

地方独立行政法人法・北海道地方独立行政法人評価委員会条例の改正に伴う業績評価の変更について

■地方独立行政法人法の改正

- ・法人の業績評価の主体を現行の評価委員会から知事に変更（北海道立総合研究機構のみ。）
- ・中期目標期間の最終年度に中期目標期間終了時に見込まれる業績評価を実施

■北海道地方独立行政法人評価委員会条例の改正

- ・北海道立総合研究機構の業績評価は、評価委員会の意見を聴いたうえで、知事が評価（札幌医科大学の業績評価は、従前通り評価委員会が評価）

※業績評価の実効性を確保する観点から、外部有識者である評価委員会の知見を活用する必要があるため、評価委員会の意見を聴く。

【評価委員会の役割について（札幌医大と道総研との比較）】

	法改正前		法改正後		条例改正後 道総研
	札幌医大	道総研	札幌医大	道総研	
法人の長が作成した中期計画の認可	意見 (法第26条第1項)		意見 (法第78条第4項)	関与なし	意見 (条例第2条第1項)
各事業年度の業績評価	評価 (法第28条第1項)		評価 (法第78条の2 第1項第1号)	関与なし	意見 (条例第2条第2項)
中期目標期間終了時に見込まれる業績評価	/		評価 (法第78条の2 第1項第2号)	意見 (法第28条 第1項第2号)	意見 (条例第2条第2項)
中期目標期間終了時の業績評価			評価 (法第30条第1項)	評価 (法第78条の2 第1項第3号)	関与なし
財務諸表の承認	意見 (法第34条第3項)		関与なし		意見 (札幌医大含む) (条例第2条第3項)

■評価の流れ



